

## 電子委任状法施行状況検討会(第1回) 議事要旨

### 1. 日時

令和5年8月16日(水) 10:00-11:45

### 2. 場所

Web 会議による開催

### 3. 出席者 (敬称略)

(委員)

- 上原哲太郎(立命館大学情報理工学部教授)※座長
- 濱口総志(慶應義塾大学 SFC 研究所 上席所員)
- 宮内宏(宮内・水町 IT 法律事務所、弁護士)
- 山口利恵(東京大学大学院情報理工学系研究科 准教授)
- 板倉景子(株式会社メドレー コーポレートデザイン部 Head of Security)
- 笠井玲子(株式会社ローソン インキュベーションカンパニー オープン・イノベーションセンター兼デジタルソリューション推進部 マネジャー)

(デジタル庁(事務局))

デジタル社会共通機能グループ 楠 正憲グループ長、他

### 4. 議事

- (1) 電子委任状法の概要について
- (2) 電子委任状法の施行状況について
- (3) 次回以降の進め方について

### 5. 議事概要

#### はじめに

・委員の互選により上原座長を選任。

#### (1) 電子委任状法の概要について

【濱口委員】

- 電子委任状法の施行以降、電子調達、電子入札に関する手続きの統一についてはフォーマットや委任事項の記載等が統一され、目的は一定程度達成された。

- 認証局が抱えていた課題についても、独自に規定されている属性認証に関する規定の統一や、権限の定義の明確化がなされた。
- 本検討会の検討範囲においては、委任以外の属性である資格や学位などは含まれないと思うが、今後、デジタルアイデンティティやトラストサービスの制度化、法的効果の裏付けが進むことが、デジタルファースト、デジタル完結の実現に必要なのではと思う。

#### 【宮内委員】

- マイナンバーカードと電子委任状の組み合わせについて、電子委任状が電子証明書方式の場合には、このような組み合わせではなく、電子証明書だけで行うことができる。
- マイナンバーカードと電子委任状を組み合わせる場合には、マイナンバーカードの電子証明書、公的個人認証サービスのシリアルナンバーを用いることができないため、氏名、性別、生年月日、住所の一致をみて同一人物であることを確認する必要があるが、仕事で使うのに自宅の住所や生年月日が紐づくことになるので不自然。
- 電子委任状取扱事業者に電子委任状を管理してもらう意味として、失効管理がしっかりできるという点が一つのポイント。ある程度の期間にわたって有効な電子委任状を発行する場合に、それが今でも有効であるか、確認する手段が確実に提供される。

#### 【板倉委員】

- 事業者からはそもそも電子委任状の制度を知らなかったとの声も聞いている。どうやって知ってもらうかという点についても打ち手を考えられると良い。

## (2) 電子委任状法の施行状況について

#### 【上原座長】

- BtoB の数を増やしていくという点が大事というのはその通り。
- 民民の実際の契約においては、様々な契約形式がある中であまり細かい規定に縛られる必要はないとも思うが、標準的な方法として電子委任状に基づく契約のあり方を普及させるためには、様々な施策が必要。
- 電子委任状を使うための前提である電子契約の普及を進めるという点が重要。特に、額が大きな契約が多い土木・建築の分野では、印紙税を節約するというインセンティブをもって電子契約が広まったという実情がある。このような分野を電子委任状を普及させるようなドライバーとして、他の分

野への普及を行うのが良いかと思う。

- 地方自治体における電子委任状利用については、歴史的経緯やタイミングの問題もある。今後、地方自治体のシステムの標準化が進むとは思いますが、既に行われているものを巻き取っていくのは困難な作業となる。慎重にやるべきだと思う。

#### 【濱口委員】

- 認定電子委任状以外の電子委任状について、紙の委任状をスキャンしたもの、電子署名が行われていないもの、自治体が独自に行っているものもある中、どのようなユースケースにおいて認定電子委任状が使われるべきか、それ以外の電子委任状でも良いのか。認定外の電子委任状について、どの程度の信頼があるのかという点を整理して、必要な信頼性のレベルに応じた電子委任状が用いられるという環境の整備が必要なのではないか。

#### 【宮内委員】

- 今後多くの利用が見込まれるという意味で、BtoB は非常に重要であると思う。BtoB の契約においては、代表取締役以外の肩書、はんこで取引を行っている例も多い。例えば「関西支社長」という肩書があれば、商法や会社法によって、関西支社における裁判外の一切の権限を与えられていると解される。
- 電子委任状においても、肩書だけを示すことで、電子証明書と名刺を組み合わせたものと捉えることができる。こういった電子社員証のようなものについても契約に利用することができれば、利用が広がるのが期待される。
- 契約には重要性が高いものから低いものまで様々であり、中には認定事業者以外が発行する電子社員証についても使い道がある。
- 認定と認定外の使い分けについては、明確に区分することはできない。はんこの場合も、会社の実印ともっと簡易なはんこを使い分けられているが、これについて国の方で明確な基準を作るのは多分無理なのだと思う。
- これまでの様々なやり方を踏まえて、こういう場合にはこれを使ったらよいという例示はできるのではないか。そういった使い分けのヒントを踏まえて、最後は、やはり個々の事業者の考えで使い分けることにはなる。

#### 【板倉委員】

- 現在の電子委任状の利用シーンは、法律の規定の通り、会社の代表者

からの委任というケースが多いが、これ以外にも誰かに委任を行いたいケースも多くあると思う。そのようなユースケースを発掘できれば良い。

- 電子委任状に対応していないシステムも多くあるのだと思う。システムに対応についても、行政も含めて進めていく必要がある。
- 電子委任状を使うことで何を担保したいのか、どのようなリスクを低減したいのか、という点に尽きる。この点においては、電子委任状のセキュリティレベルや仕組みについて基準を提示するといったアプローチも考えられる。

#### 【笠井委員】

- 認定外の独自システムによるものと認定を受けているものの両方が「電子委任状」と呼ばれているため、独自システムの方で何か問題が起こった場合に、認定を受けた信頼性の高い電子委任状にも問題があるように受け取られる可能性があり、レピュテーションリスクが気になる。

### (3) 次回以降の進め方について

#### 【上原座長】

- コロナ禍において電子契約を進めるにあたり、第三者署名を使った電子契約サービスの利用を始めた企業があると思うが、このような事業者においては電子委任状の利用はあまり無いと思う。
- そのような電子契約サービスを扱っている企業で、電子委任状をまだ使えていないような企業に、バリアがどこにあるのか聞くのが良い。
- 印章・印影は、比較的手触りがあり、誰にでもどう使われているのか想像しやすいため何もしなくとも慣習が積み上げられてきたが、電子署名のようにテクニカルな、普通の人にはよく分からないようなブラックボックスになってしまっているものは、勝手に普及するという事は難しい。
- ある程度は国が指針として、こういうものなんだよ、こういう使い方ができるんだよ、と示してあげないとギアが入らない。
- 電子契約については、コロナ禍でギアが入ったタイミングでもあるので、普及の方策について、本検討会を通じて見つけられると良い。

#### 【山口委員】

- 電子委任状自体は、電子署名法の認定認証事業者等の厳格な電子署名に基づいて行われており、いわゆる実印のようなものを利用する場面が想定されていたのだと思う。他方、今までの議論の中ではもう少し手軽に人に対して委託をするようなケースにまで視野が広がっており、少しバランスが悪い。

- 普及の方向に進むのであれば、手軽に使えるようなものへシフトした方が良く、元々の想定に合わせるなら厳格な方が良い。今、どちらに合わせるのかは難しい議論だと思っている。
- 厳格な現状のものに絞るよりは、もう少し緩いものも含めた方が良いと思うが、どのように整理するかの議論が必要。

#### 【板倉委員】

- もう少し民間の声を聞くことができれば良いと思う。インターネットファックスを用いて契約を行うときや、SMS 認証の SMS を送信するサービスを利用する契約時も、委任状を用いて契約を行っている。幅広く考えても良いのだと思う。

#### 【笠井委員】

- 企業の契約における利用に関連して、監査に関する内容も考えられるのではないか。契約の締結後に、監査のタイミングで改めて契約書を見返すことがある。
- 初めての企業と取引するケースや契約の規模が大きなケースなど、電子契約、電子署名、電子委任状が、どのようなところで必要となるのかの類型を見ることができれば、分類のヒントが得られるのではないか。
- 電子契約があり、電子署名があり、電子署名の本人性の確認があり、その先に本人以外の者と契約を結ぶ上でも厳格性を確保したいといった場合に、電子委任状があるというステップだと思う。
- 本検討会は電子委任状の検討会ではあるが、この事前のステップという点についても企業側に提示できると、広報活動としても説明が行いやすいのではないか。
- アンケートにおいても、電子委任状のみ聞くのではなく、それに至るまでの前のステップ、経緯に関するところからヒントが得る部分、必要なところもある。

以上